

○京都市職員任用規則の適用方針

〔昭和41年7月11日
人事委告示第1号〕

改正 昭和48年1月人事委告示第2号、61年6月第1号、平成11年2月第2号、3月第3号、14年2月第1号、3月第2号、15年8月第1号、11月第2号、17年3月第1号、20年3月第1号、第2号、21年5月第1号、23年3月第2号、26年3月第1号、28年3月第1号、30年5月第1号、31年2月第2号、令和元年10月第1号、元年12月第2号、4年3月第1号、4年6月第1号、6年3月第1号、7年2月第1号、7年2月第2号、7年12月第2号

京都市職員任用規則の適用方針

目次

- 第1 競争試験
- 第2 選考
- 第3 係長能力認定試験
- 第4 職種換え試験及び資格試験
- 第5 採用候補者名簿
- 第5の2 選考合格者名簿
- 第6 名簿による職員の採用の方法
- 第6の2 選考合格者名簿による職員の採用の方法
- 第7 条件付採用の期間延長
- 第8 臨時の任用
- 第9 補則

第1 競争試験

(一般事務職に係る試験)

1 京都市職員任用規則（以下「規則」という。）第3条第2項に規定する一般事務職に係る試験は、行政及び福祉の職ごとに行う。福祉の職に係る試験は、社会福祉主事の任用資格取得者及び資格取得見込者を対象として行う。

(一般技術職に係る試験)

2 規則第3条第2項に規定する一般技術職に係る試験は、土木、建築、電気、機械、化学、造園、畜水産、農林（農業）、農林（農林整備）、環境及び土木保全の職ごとに行う。

(受験資格の有無の認定)

3 規則第7条の受験資格の有無は、原則として申込締切日現在において認定する。

(人事委員会以外の試験機関の事前協議及び結果報告)

4 規則第9条第3項の規定による協議及び報告に関する取扱いは、次のとお

りとする。

- (1) 協議は、事前にそのつど行なうことを原則とするが、毎年定例的にしかも同一条件で行なわれるものについては、包括的に行なうことができる。

協議すべき事項は、試験の対象となる職、実施しようとする採用試験、募集の方法、受験資格、試験の日時及び場所、試験の方法及び基準、採用予定人員等とする。

- (2) 試験機関の報告すべき事項は、受験申込者数、受験者数、合格者数、合格基準等とし、報告に際しては、試験問題及び採用候補者名簿の写しを添付しなければならない。

第2 選考

(選考による採用の職)

1 規則第12条各号に規定する人事委員会が定める職は、次のとおりとする。

- (1) 免許・資格職

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、マッサージ師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、保育士、司書、精神衛生相談員、学芸員、義肢装具士、言語聴覚士、自動車検査技師（二級自動車整備士の資格及び大型自動車免許を併せて保有している者をいう。）等の職務を行なう者の職

- (2) 専門職

病歴士、通訳、文化財保護技師、技術職員（競争試験によるものを除く。）、無線技師、研究職員、福祉施設指導員、心理職員、職能判定員、職能指導員、動作分析員等の職務を行なう者の職

- (3) 技能・労務職

運転手、クレーン運転手、整備士、ボイラー技士、電話交換手、調理師、技能職員、業務職員、車掌、点検員、管理用務員、給食調理員等の職務を行なう者の職

- (4) 特別選考職 A

ア 規則別表第2に掲げる標準的な職及び階級に属する職

イ 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の競争試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該競争試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

ウ かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

エ その他人事委員会が選考によることをやむを得ないと認める職

- (4の2) 特別選考職 B

障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者をいう。）をもって補充しようとする職

(採用選考の方法)

2 規則第13条の選考の方法は、身体的条件を除き、次のとおりとする。

採用する職	選考の方法
免許・資格職	書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問を行う。
専門職	書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問及び経歴評定を行う。
技能・労務職	書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問、実地試験等を行う。
会計年度任用の職	書類審査による。ただし、必要に応じて筆記試験、口頭試問、経歴評定、実地試験等を行う。
特別選考職	書類審査による。ただし、必要に応じて筆記試験、口頭試問、経歴評定等を行う。

(特別選考により採用された職員の取扱い)

3 特別選考職のうち、1(4の2)定める職に採用された者にあってはその者の有する学力と同程度の学力を必要とする採用試験の合格者として採用されたものとみなす。

(採用及び昇任の選考申請)

4 任命権者は、採用選考の申請を行なう場合には採用選考申請書（別記様式第1号）を、昇任選考の申請を行なう場合には昇任選考申請書（別記様式第2号）を、それぞれ人事委員会開催日3日前までに人事委員会に提出しなければならない。

(在職年数算出の方法)

5 規則別表第3の昇任選考基準における資格基準の在職年数の算出は、当該区分の適用を受けた日の属する月から起算し、昇任予定日の属する月の前月までの月計算とする。

(資格基準適用の特例)

6 職種換え、上位資格取得及び上位学歴取得により規則別表第3の昇任選考基準における資格基準の適用区分に変更があった者については、当該変更前後の区分のうち、その者に最も有利な区分に係る資格基準を適用することができる。

(特別の事由がある場合)

7 規則第15条ただし書の「特別の事由がある場合」とは、勤務成績が特に良好である場合または職務の特殊性及び同種の職に在職する他の職員との均

衡等により特に考慮を必要とする場合をいう。

- 8 免許・資格職及び専門職のいずれかに在職する者で採用前の経歴において現に在職する職と同種の職務経験がある者については、昇任のために在職年数を算出する場合にあっては、当該職務経歴年数の2分の1相当の年数を現に在職する職の在職年数に加算することができる。

(人事委員会以外の選考機関の結果報告)

- 9 規則第17条第2項の規定による報告は、任用に先だち、選考のつど行なうものとする。報告事項は、対象となる職、方法、期日、合格者の氏名、年齢、学歴、経歴、免許、資格等とし、筆記試験等を行った場合には、受験者数、判定基準等を、試験問題を添付して、あわせ報告するものとする。

第3 係長能力認定試験

(係長能力認定試験の申請)

- 1 規則第20条の2第1項の規定による申請を行おうとするときは、係長能力認定試験申請書（別記様式第3号）を当該試験実施予定日前2月までに提出しなければならない。

(係長能力認定試験の方法)

- 2 係長能力認定試験は、筆記試験、内申、人事評価制度における評価及び口述試験により合否を判定するものとする。

第4 職種換え試験及び資格試験

職種換え試験の申請は、職種換え試験申請書（別記様式第4号）による。

第5 採用候補者名簿

(名簿の様式)

- 1 採用候補者名簿（以下「名簿」という。）の様式は、別記様式第5号による。
(人事委員会以外の試験機関の名簿失効通知)

- 2 人事委員会以外の試験機関が作成した名簿を失効させた場合における規則第30条の規定による人事委員会への通知は、次の事項を記入した書面によるものとする。

- (1) 当該名簿の名称
- (2) 当該名簿の確定した日及び確定時の採用候補者の数
- (3) 当該名簿により採用された者の数
- (4) 失効させた日、失効させた事由及び失効時の採用候補者の数

第5の2 選考合格者名簿

(選考合格者名簿作成の方法等)

選考合格者名簿の様式及び失効に係る通知については、第5 採用候補者名簿の規定を準用する。この場合において、第5-1中「採用候補者名簿」とあるのは「選考合格者名簿」と、「別記様式第5号」とあるのは「別記様式第6号」

と、同2（見出しを含む。）中「試験機関」とあるのは「選考機関」と、「規則第30条」とあるのは「規則第30条の2」と、「採用候補者」とあるのは「選考合格者」と読み替えるものとする。

第6 名簿による職員の採用の方法

（採用候補者の提示請求及び提示）

- 1 規則第31条の規定による採用候補者の提示請求は採用候補者提示請求書（別記様式第7号）により、規則第32条の規定による採用候補者の提示は採用候補者提示書（別記様式第8号）による。

（提示の特例）

- 2 規則第31条の規定による提示請求が同一の名簿について2以上の任命権者から、同時になされたときは、試験機関は、各提示請求人員の合計数の採用候補者を、高点順に各任命権者に同時に提示することができる。

（選択結果の報告及び採用結果の報告）

- 3 規則第35条の規定による採用候補者選択結果の報告は採用候補者選択結果報告書（別記様式第9号）により、同条の規定による採用結果の報告は採用結果報告書（別記様式第10号）による。

（採用予定期日に採用しなかった場合の報告）

- 4 任命権者は、選択した採用候補者を採用候補者選択結果報告書により試験機関に報告した採用予定期日に採用しなかった場合は、当該採用候補者の氏名及びその事由を採用結果報告書に追記して試験機関に報告するものとする。

第6の2 選考合格者名簿による職員の採用の方法

（選考合格者の提示請求及び提示）

- 1 規則第37条第1項の規定による選考合格者の提示請求は選考合格者提示請求書（別記様式第11号）により、同条第2項の規定による選考合格者の提示は選考合格者提示書（別記様式第12号）による。

（選考合格者の採用結果の報告）

- 2 規則第37条第3項の規定による選考合格者採用結果の報告は、選考合格者採用結果報告書（別記様式第13号）による。

第7 条件付採用の期間延長

規則第38条第1項第1号の「実際に勤務した日数」には、休日、休暇等実際に勤務しなかった日は算入しない。

第8 臨時的任用

規則第40条第2項の申請書には、すでに承認済の期間を備考に記入するものとする。

第9 補則

任命権者は、規則第42条第1号に該当する場合の昇任について人事委員会

の承認を得ようとするときは、昇任選考申請書（別記様式第2号）に任命権者の意見を添付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3 2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 令和6年4月1日以後における昇任選考に関し必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 令和8年1月1日以後における昇任選考に関し必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別記様式第1号

採用選考申請書						第 年	月	号 日
京都市人事委員会委員長 様						任命権者名		
下記の者を採用したいので選考願いたく関係書類を添えて申請します。								
記								
氏 名	性 別	年 齢	採用しようとする職			採用 予定 期日	主な経歴	
			職種名	職 内 務 容	勤務場所			

注 1 免許、資格等を必要とする職については、その証明書又は写しを添付すること。

2 特別選考職への採用については、必要とする理由を別紙に記載すること。

別記様式第2号

昇任選考申請書

第
年
月
日
号

京都市人事委員会委員長 様

任命権者名

下記の者を昇任させたいので選考願いたく申請します。

記

氏名	年齢	職種	現 在		昇 任 後		主な経歴	行動評価	業績評価
			職名又は勤務場所	給料表及び職務の級	職名	給料表及び職務の級			

昇任予定期日

注1 「主な経歴」欄には、採用の日又は在職年月、昇任年月日等選考を行うについて必要な事項を記載すること。

2 学校事務職については、「行動評価」欄に成績評価を記載すること。

別記様式第3号

係長能力認定試験申請書

第 号
年 月 日

京都市人事委員会委員長 様

任命権者名

下記のとおり係長能力認定試験を実施されるよう申請します。

記

試験の対象となる職	合 格 予 定 人 員	最 終 合 格 通 知 日	受 験 資 格

別記様式第4号

職種換え試験申請書

第 号
年 月 日

京都市人事委員会委員長 様

任命権者名

下記の職員について職種換え試験を実施されるよう申請します。

記

氏名	年齢	現に有する職		職種換え後の職		主な経歴	職種換えをする理由
		職名	職務内容	職名	職務内容		

職種換え予定期日

別記様式第5号

別記様式第6号

別記様式第7号

採用候補者提示請求書

第 号
年 月 日

京都市人事委員会委員長 様

任命権者名

下記のとおり採用候補者の提示を請求します。

記

試験の区分	職（職務内容）	人員
その他必要な事項		

別記様式第8号

採用候補者提示書

第 年 月 号 日

任命權者 樣

京都市人事委員会委員長名

年 月 日 付け 第 号による請求について下記のとおり提示します。

記

別記様式第9号

採用候補者選択結果報告書

第
年
月
日
号

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

年　月　日付け第　号で提示された採用候補者の選択結果を下記のとおり
報告します。

記

試験の区分		職（職務内容）		選択した採用候補者の数
選択結果	提示順位	得点	氏名	採用予定期日

注 「選択結果」欄に記入する場合の略語

選……選択された場合

不……選択されなかった場合

辞……辞退した場合

無……候補者からの応答のなかつたことにより選択の範囲から除かれた
場合

返……候補者への通知書が返送されたことにより選択の範囲から除かれ
た場合

別記様式第10号

別記様式第11号

選考合格者提示請求書

第 号
年 月 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

下記のとおり選考合格者の提示を請求します。

記

選考の区分	職（職務内容）	人 員
その他必要な事項		

別記様式第12号

選考合格者提示書

第
年
月
号
日

任命権者 様

京都市人事委員会委員長名

年 月 日付け第 号による請求について下記のとおり提示します。

記

別記様式第13号

選考合格者採用結果報告書

第 号
年 月 日

京都市人事委員会委員長 様

任命権者名

年　月　日付け第　　号で提示された選考合格者に係る採用
結果を下記のとおり報告します。

記